

インドにおける社会保障制度の改正について

社団法人日本貿易会 総務グループ

経済発展の著しいインドへ進出する日本企業数が増加するのに伴い、インドに長期滞在する民間企業関係者（本人）数も2008年には1,562名（注1）を数え、駐在員派遣国としてのインドの存在感はますます高まっている。一方、インドへの駐在員派遣に当たってさまざまな制度的問題も生じている。本稿では、インドの社会保障制度に関する現状と今後の課題について簡単に紹介する。

1. インドの社会保障制度に関する現状

① 従業員積立制度および従業員年金制度の改正（注2）

これまでインドにおける社会保障制度への加入対象者は一定所得（月給6,500ルピー）以下の被雇用者のみであったが、2008年10月の制度改正において「国際労働者（International Worker）」の類型が新たに追加され、2008年11月より該当者は派遣期間を問わず制度への加入義務を負うようになった。

これに伴い、20名以上を正規雇用している事業所および20名未満を正規雇用し基金へ任意に加入している事業所の雇用主は、基礎給与や各種手当を含む諸賃金の12%（年金基金に対しては6,500ルピーを上限として8.33%、積立基金に対してはその残額）および管理費（1.1%）、保険料（0.5%）を拠出することが求められる。また、対象となる事業所の従業員は、諸賃金の12%を積立基金に対して拠出することとなるが、当該拠出金は企業側が負担するのが一般的である。掛け金の払い戻しについては、積立基金からは帰任等の際に金利相当金額を含む累計拠出額が還付され、年金基金からは相互主義に基づき相手国における外国人労働者への待遇に応じた額が還付される。

このように、一定額の還付はあるものの、日本からの進出企業には日本とインドとの社会保険料の二重負担と相当の事務負担が生じている。他方、インドと社会保障協定を締結している国からの一時派遣労働者については、「除外被雇用者（Excluded Employees）」として制度の適用を受けず、社会保険料の二重負担等の問題は生じない。

② 当会アンケートによる実態調査の結果

当会では2009年10月に人事委員会（委員長：平井龍太郎 双日㈱人事総務部長）において本問題に関す

表 インドにおける社会保険料に関するアンケート結果

		計
企業数		16社
駐在員数		138人
保険加入者		123人
年間保険料	合計	1億1,458万円
	一人当たり平均	93万円
保険料の負担	個人負担	0社
	会社負担	7社

（注）算定金額につき、1,000円未満は四捨五入

る実態調査アンケートを実施した結果、表の通りとなった。それによると、回答のあった19社のうち16社がインドに駐在員を派遣しており、駐在員総数138名中123名が制度へ新たに加入していた。また、年間で約1億1,458万円もの二重負担が生じており、進出企業に大きな負担を強めていることが明らかになった。この結果を産業界全体に当てはめると、二重負担規模は約13億円に上ることとなる。

2. 今後の課題

上述のように、本件は社会保障協定の締結により解決できる問題である。既にインドは6ヵ国（注3）との間で社会保障協定を締結しており、現在、米国をはじめとした国々との交渉を進めている。日本においてもインドの社会保障制度を十分に調査した上で、協定締結に向けた交渉を迅速に進めていく必要がある。このような問題意識から、当会では、厚生労働省をはじめとした関係各省庁への状況説明や情報交換を行ってきたところである。

2012年には日印国交樹立60周年という節目を迎えることから、社会保障協定の締結によって両国の人的交流が促進され、一層緊密な友好関係が築かれることが望まれる。

JFIC

（注）

- 1 外務省領事局政策課「海外在留邦人数調査統計（平成21年速報版）」（2008年）。
- 2 制度の詳細については、例えば日本貿易振興機構「インド労働法に関する調査報告書」（2009年）を参照（available at <http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000147/india091208.pdf>）。
- 3 締結順に、ベルギー、フランス、ドイツ、スイス、ルクセンブルク、オランダ。
ベルギーおよびドイツとの協定は発効済み（2010年1月末時点）。